

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会
理事長 久保寺一男

NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会の概要

1. 設立年月日：平成27年2月28日

2. 活動目的及び主な活動内容：

障がい者が雇用契約を締結してはたらくA型事業所の「在るべく姿」を全国的な情報交換と論議を通じて検討、事業所の質的向上と、障がい者の「労働の可能性」を拡大しエンパワメントを図ることを設立趣旨としています。

全国の支部組織の活動を尊重しつつ連携を強化し、良きA型事業所を増やす活動を通して、障がい者の労働のあり方の研究や活動の成果を公表することや誰でもが働きやすい社会の実現を目指しています。

【主な活動内容】

- ・日本財団主催「就労フォーラム2015」「就労フォーラム2016」の分科会担当
- ・研修会「中間的就労の場への仕事の発注促進策について」開催、～平成29年2月28日参議院会館
- ・ヤマト福祉財団平成27年度助成事業にてA型事業のプレ実態調査
- ・ヤマト福祉財団平成28年度助成事業にてA型事業の本格実態調査
- ・日本財団平成29年度助成事業「中間的就労分野における基本課題とA型事業の可能性検討事業」実施中

3. 加盟団体数(又は支部数等)：各都道府県の窓口事業所39、内支部活動中20都府県
(平成29年5月時点)

4. 会員数：約200(平成29年5月時点)、その他非会員で支部活動中の事業所多数

5. 法人代表： 理事長 久保寺一男

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等

1 障害福祉サービスに関する加算等について

就労継続支援A型事業については、短時間減算措置(平成24年10月、平成27年10月)がされ、平成27年9月には「適正な事業運営に向けた指導について」の通知がされました。さらに昨年度末に運営基準の見直しがなされました。一部不適切な運営をしている事業所に対応するための措置と理解しています。しかしながら良き運営をしている事業所にも影響を及ぼします。したがって良き運営をしている事業所に努力した分が報われる制度を強く望みます。それが良きA型事業所を増やすインセンティブになりうると考えています。昨年度、ヤマト福祉財団の助成を受けてA型事業所の実態調査を実施、そのデータを示しながら下記のとおり要望いたします。

(1) 社会保険加入者割合に関する加算の創設

A型事業は最賃をクリアすることが目標です。しかし週30時間以上の労働時間を提供することは、事業運営上大変な努力が必要です。利用者の処遇向上に努力している事業所に対しては、社会保険加入者割合に関する加算をお願いしたい。

※調査対象者の雇用保険対象者93.3%、社会保険対象者18.8%でありました。

(2) 就労移行支援体制加算の増額

一般就労への移行促進は、同時に生産性の低下を意味します。それでも促進の努力をする事業所においては、障害者のインクルーシブな視点での真摯な取り組みと考えています。就労移行支援事業所と比較しても同程度の実績を上げている事業所も多あります。しかし加算額はより低く、併せて移行準備支援体制加算及び就労支援関係研修終了加算もありません。したがって就労移行支援体制加算の増額を希望します。

※平均定員18.9名のところ、2名以上の利用者を就職させている事業所は5.6%、また1名以上は11.5%でした。

(3) 賃金についての加算[目標賃金達成加算(仮称)、目標賃金達成指導員配置加算(仮称)]の創設

就労継続支援Bに関しては目標工賃達成加算・目標工賃達成指導員配置加算があります。しかしA型には同類の加算はありません。最低賃金をクリアすることは原則A型事業所に課せられています。しかし賃金は労働時間×時間単価です。短時間労働が問題視されるゆえ時給ではなく、月あるいは週の総額での比較が大切です。一定以上の賃金(例えば月85,000円以上)を支給している事業所には目標賃金達成加算(仮称)をお願いしたい。また配置基準の無い就労会計分の職員配置が就労支援会計の経費を圧迫しています。ゆえに目標工賃達成指導員配置加算(仮称)もお願いしたい。

※月平均賃金の平均値72,322円、中央値67,819円でした。また就労支援会計における職員配置(配置義務のない職員配置)専従だけで1事業所当たり3.92人ありました。

2 精神障害者の影響について

精神障害などの障害特性により短時間業務しかできない利用者がいます。現在の減算要件を緩和していただきたい。

(1) 短時間減算について要件緩和

現在の減算要件に関して、アセスメントに医師の診断や自立支援協議会等の意見を添えることを条件に、短時間利用が適当であると思われる利用者を除外していただきたい。

※参考資料に示すように、利用時間及び労働時間における精神障害者の割合は、短い時間になるほど精神障害者の割合が増えます。

(参考資料①)

1 障害福祉サービスに関する加算等について

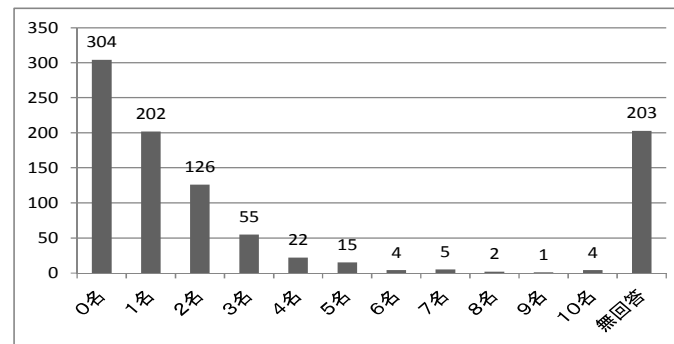
(1) 社会保険加入者割合に関する加算創設

問13 雇用保険及び社会保険の適用対象者数

項目	人数	実員比率
雇用保険	16,198	93.3
社会保険	3,263	18.8
* 実員 17,355名		

(2) 就労移行支援体制加算の増額

<一般就労人数別事業所数 n=943>

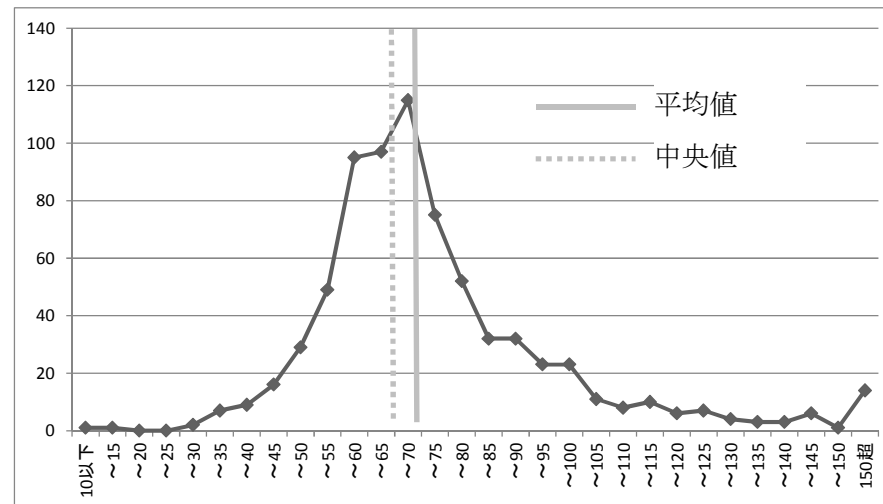


(3) 賃金についての加算創設

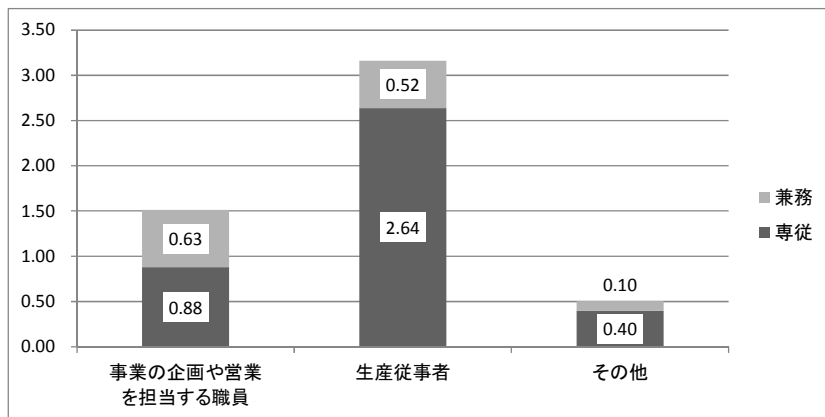
<利用者一人あたりでみた年間賃金額 n=731>

	月平均の最高額	月平均の最低額	月平均の平均額
平均値	92,230円	52,248円	72,322円
最大値	456,617円	205,889円	251,433円
最小値	20,833円	0円	6,149円
中央値	80,933円	53,020円	67,819円
最頻値	90,000円	70,000円	70,000円

<月平均賃金の分布状況 n=731 事業所数～平均賃金>



<就労支援会計の職員体制 N=474>



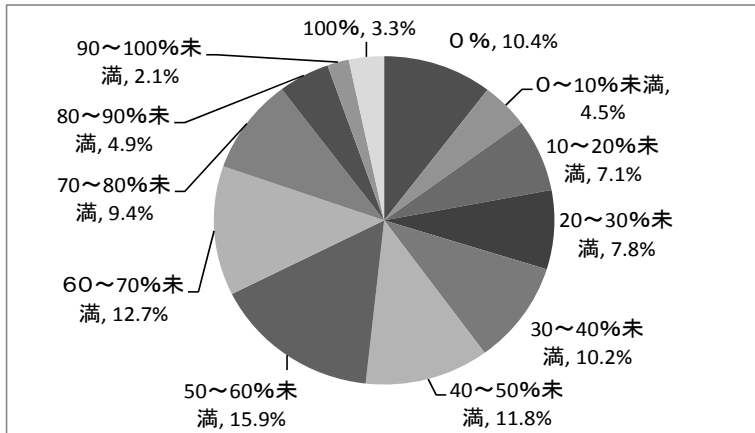
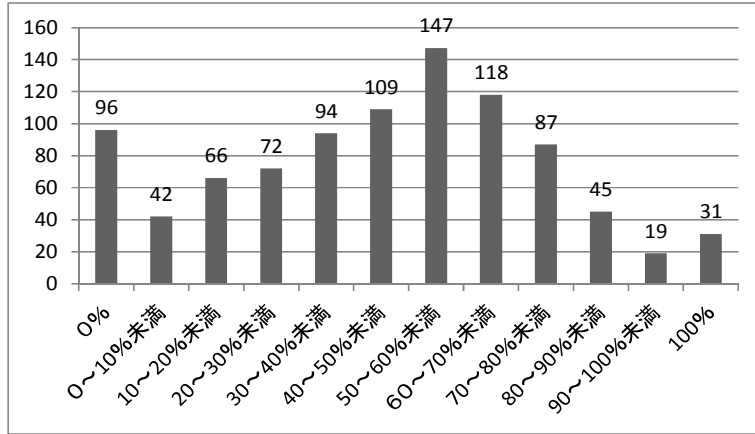
(参考資料②)

2 精神障害者の影響について

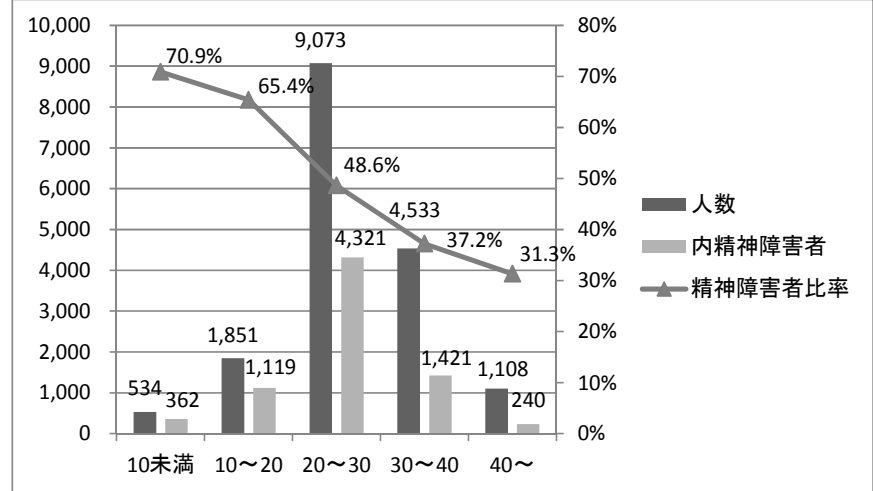
精神障害などの障害特性により短時間業務しかできない利用者がいます。現在の減算要件を緩和していただきたい。

(1) 短時間減算について要件緩和

＜実員に占める精神障害者の割合別事業所数＞



＜利用時間＞



＜実働時間＞

